

令和5年4月吉日

お客さま各位

東予信用金庫

残高1万円未満の預金口座解約時手続きにおける「印鑑不要化」について

平素より、東予信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、令和5年10月1日から、個人および個人事業主のお客さまを対象に、預金残高10,000円未満の口座解約手続きの際に印鑑を紛失された場合には、口座解約名義ご本人様のご来店に限り、ご通帳および本人確認書類のご提示等によりご本人と確認することでお届け印の押印を不要とし、署名のみで解約できるよう手続きを簡素化いたしますのでお知らせします。

当金庫は、一層のサービス向上を目指してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

開始時期	令和5年10月1日
対象となるお客様	個人および個人事業主
対象となる預金種類	普通預金、納税準備預金、貯蓄預金
対象となる要件	当該口座残高が10,000円未満の場合
ご提示いただくもの	通帳（通帳レスでない場合） キャッシュカード（発行されている場合） 顔写真付本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
取扱店舗	全営業店窓口
その他注意事項	口座残高が10,000円以上ある場合は、「印鑑不要化」の対象外です。 お取引の内容等によっては、「印鑑不要化」のお手続きができない場合がございますので予めご了承ください。

以上